



鳥取県公報

平成 23 年 6 月 21 日 (火)
第 8 3 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (360) (経済通商総室) 2
	保安林の指定予定 (2 件) (361・362) (森林・林業総室) 3
	基本測量の実施 (363) (技術企画課) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (47) 4
	政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部改正 (48) 4
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防課) 5
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (国際観光推進課) 6

告 示

鳥取県告示第360号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム鳥取店F Cウシオ
鳥取市古海509、509-1、510-1、511-1、514-1、514-3、515-1、518-1、519、520-1、520-2、520-3、521-1、521-2、522、572、573、574、575、576、577、578、579-1、579-2、581-1、582-1、582-7、583-1、587-1、589-1、590、593、594-1及び594-2並びに徳尾182-1
- 2 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前
(1) 出入口の数 6か所
(2) 位置 6の書類に記載のとおり
変更後
(1) 出入口の数 7か所
(2) 位置 6の書類に記載のとおり
- 3 変更年月日
平成23年6月6日
- 4 変更する理由
駐車場における来客者の安全性と利便性の向上のため
- 5 届出年月日
平成23年6月2日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成23年6月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 9 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第361号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町日田字木谷口309、字小耽611、字目方谷915、字赤坂山1097の1、字野口山1103、1112、1127の1、字木谷1156、字越前1173、1174、字宮上1181の1、1181の2、1182、字目方谷山1212の1、1213、1214、字三才谷1217の2、字石井谷山1235の1、1236、字墓谷山1242、1243の1、1243の2、字倉繁1246の1、1246の2、1247、字瀧谷1248の1、1248の2、1249の1、1249の2、字本谷1251の1、1251の2、1252の1から1252の4まで、1253、字白飛山1268、1269の1から1269の3まで、1275の1、字下山1322、1324、1325、1328、1329、1330の1、1330の2、1332、1333の1、1333の2、1334、字渡畑1341、1343の1、1343の3、字梨谷西平1363の1、1364、1366、字堂鳴1368の1から1368の3まで、1370、1371、1374、1381の1、字崩谷1385、1386の1、1387、1389から1400まで、1402、1403の1、1405、1406の1、1407、1408の1、1409から1411まで、字霧鳴1413、1415から1421まで、1422の1、1423から1425まで、1427の2、1427の3、1428の1、1430の1、字筏場1433、南字向山499の2、510、字向山東平514の1、515の4、515の5、515の9、515の11、515の13、515の21、515の23、515の27、515の28、515の32、515の35、515の43、515の46、515の49、515の51から515の53まで、515の56

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字目方谷山1212の1（次の図に示す部分に限る。）、字墓谷山1242、1243の1・字倉繁1246の1・1246の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1247、字瀧谷1248の1・1249の1・字本谷1251の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第362号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字東小鹿字上小鹿田574、577、字供養ノ後578、字小鹿田平1437の1、1437の2、1438の1、1438の4、字井手ノ原平1498から1500まで、1510の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第363号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」修正測量)
- 2 作業期間 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第47号

平成23年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年6月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成23年6月24日(金) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、権田淳一後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成22年鳥取県選挙管理委員

会告示第64号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成23年6月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日 政治団体の名称 権田淳一後援会 報告年月日 平成22年2月26日 1 収入総額 <u>300,000円</u> <u>本年收入額 300,000円</u> 2 支出総額 <u>185,570円</u> 3 <u>翌年への繰越額 114,430円</u> 4 <u>本年收入の内訳</u> <u>寄附 300,000円</u> <u>政党匿名寄附を除く寄附 300,000円</u> <u>個人分 300,000円</u> 5 <u>支出の内訳</u> <u>経常経費 1,820円</u> <u>事務所費 1,820円</u> <u>政治活動費 183,750円</u> <u>機関紙誌の発行その他の事業費 183,750円</u> <u>宣伝事業費 183,750円</u> 6 <u>寄附の内訳</u> <u>(個人分)</u> <u>権田淳一 200,000円 境港市</u> <u>権田操 100,000円 境港市</u>	期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日 政治団体の名称 権田淳一後援会 報告年月日 平成22年2月26日 1 収入総額 <u>0円</u> 2 支出総額 <u>0円</u>

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成23年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事し

ているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所

- (1) 平成23年8月22日(月) 午後1時30分から午後4時30分まで
鳥取市吉成640-1 鳥取県東部広域行政管理組合消防局講堂
- (2) 平成23年8月23日(火) 午前9時30分から午後0時30分まで
鳥取市吉成640-1 鳥取県東部広域行政管理組合消防局講堂
- (3) 平成23年9月5日(月) 午後1時30分から午後4時30分まで
米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (4) 平成23年9月6日(火) 午前9時30分から午後0時30分まで
米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (5) 平成23年9月13日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで
倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム3

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県防災局消防課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、2(1)及び2(2)の講習については平成23年7月15日(金)から同年8月2日(火)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に、2(3)及び2(4)の講習については同年7月25日(月)から同年8月16日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、2(5)の講習については同年8月1日(月)から同年8月22日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に鳥取県危険物保安協会連合会(〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401)に提出すること。

(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付する場合は、2(1)及び2(2)の講習については同年8月2日(火)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、2(3)及び2(4)の講習については同年8月16日(火)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、2(5)の講習については同年8月22日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。)

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成23年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

- (1) 業務名 中国人観光客誘致に向けたマーケティング調査業務
- (2) 業務の目的

中国人訪日旅行者は年々増加しており、これら旅行者の受入れは、本県の地域経済や観光の振興に大きな効果をもたらすことが期待できることから、中国人訪日旅行者の本県への観光誘致を持続的かつ発展的に進めていくための戦略構築を行う。

(3) 業務の内容

中国の訪日旅行市場の実態把握をもとに、本県が観光誘致を行うターゲットの設定や具体的な誘客手法を地元関係者ととも検討を行う。

なお、その詳細は、「中国人観光客誘致に向けたマーケティング調査に係る企画提案募集要項」（以下「企画提案募集要項」という。）、「中国人観光客誘致に向けたマーケティング調査業務委託仕様書」及び「企画提案書作成要領」によるものとする。

(4) 履行期間 契約の日から平成23年12月28日（水）

(5) 予算額 2,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が各種調査委託の市場等調査に登録されているものであること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年6月30日（木）午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成23年6月21日（火）から本件業務の委託に係る契約を締結するまでの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から企画提案書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(5) 中国人観光客誘致業務のノウハウ及び実績並びに中国旅行会社とのネットワークを有していること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 企画提案書の評価

(1) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を平成23年7月8日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に5の(1)の場所に提出すること。

(2) (1)により提出された企画提案書の評価は、県が設ける審査会において、次の評価基準に基づき審査し、合議の上、最優秀提案者を選定するものとする。なお、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。

ア 鳥取県の現状及び施策への理解度

イ 提案内容の具体性、実効性及び独自性

ウ 業務の推進体制

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査会において、各委員はあらかじめ定めた評価項目、評価基準及び評価方法に基づいて、企画提案書の内容を評価して採点する。

(2) 各委員の評価点を合計した得点が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。

(3) 最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

(4) 最優秀提案者として選定された者及び最優秀提案者として選定されなかった者には別途通知する。

5 担当部局等

(1) 担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県文化観光局国際観光推進課

電話番号 0857-26-7310

ファクシミリ 0857-26-8308

電子メールアドレス kokusaikankou@pref.tottori.jp

- (2) 入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 企画提案書作成要領等の交付

企画提案書作成要領その他の資料は、平成23年6月21日（火）午後1時から同年7月8日（金）までの間にインターネットの鳥取県文化観光局国際観光推進課（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4806>）から入手するものとする。

- (4) 提出の方法

本件業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を作成し、持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。なお、送付による申し込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

6 契約の締結

4により、最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案者の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含む。協議が不調の時は、4の(3)による順位付けの結果が上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

7 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

- (1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。

- (2) 提出された企画提案書は本件委託業務審査のためにのみ使用する。

なお、提出された企画提案書は返却しない。

- (3) 業務内容に関する説明会は、行わない。

- (4) 提出された企画提案書は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途に使用しない。

- (5) 著作権の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して企画提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

- (6) この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。